

第五十八回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第十五号

昭和四十三年三月二十九日(金曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 吉川 久衛君

理事 大石 八治君

理事 塩川正十郎君

理事 和爾俊二郎君

理事 山口 鶴男君

青木 正久君

辻 寛一君

永山 忠則君

山口シヅエ君

三木 喜夫君

依田 圭五君

有島 重武君

理事 奥野 誠亮君

理事 古屋 亨君

理事 細谷 治嘉君

理事 折小野良一君

亀山 孝一君

中尾 栄一君

藤田 義光君

河上 民雄君

山本弥之助君

門司 亮君

出席政府委員

自治政務次官 細田 吉藏君

自治省財政局長 細郷 道一君

委員外の出席者

大蔵省主計局主計官 秋吉 良雄君

専門員 越村安太郎君

三月二十九日

委員小濱新次君辞任につき、その補欠として有島重武君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

○吉川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出にかかる地方交付税法の一部を改正す

る法律案を議題とし、質疑に入ります。質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。塩川正十郎君。

○塩川委員 それでは、ただいまから地方交付税につきまして、若干の質問をいたしましたのでございますが、その前に、私が答弁を要求いたしました政務次官の在席がございませぬが、後刻おいでになるうと思っております。つきましては、質問を始めますにあたりまして、答弁者の出席を今後ぜひとも確保していただくように、委員長において特段の御努力をお願いいたします。

○吉川委員長 はい。

○塩川委員 それでは、まず最初にお尋ねいたしたいのでございますが、交付税の制定されました趣旨は、現在の行政水準を維持するための経費をできるだけ保障するという精神と、それから地方間におきましますところの格差は正しうことを通じまして、行政水準を一定割合に保つという趣旨と二つあったと思うのですが、その第一の趣旨でございますかと、その第二の趣旨をある程度保障するという精神から申しますと、現在の交付税額並びに現在適用いたしております交付税率、これをもって現在の地方財政需要を十分にまかない得る額であると思っておられるかどうか、あるいはまた、どの程度までこれを保障しておるといふふうに考慮しておられるかどうか、こういう点につきまして、まず最初にお尋ねいたしたいと思います。

○細郷政府委員 現在交付税の需要額で見えておりますのは、御承知のように、経常的な経費としての人員費その他、そのほか投資的な経費とあわせて財政需要で見えておるわけでありまして、経常的な経費であります中、一番大きな額を占めております人員費につきましては、職種によって多少の違いはございますが、大体九五%近くのものが必要額に算定をいたしております。

御承知のように、交付税は基準財政収入額を七割五分及び八割に算入をいたしております関係上、算入外の税収もございしますので、需要額といたしましては、まるまる見る必要はない、こう考えておりますので、そういう点を考慮いたしてみますと、実は人員費についてはかなりの保障をしていられるのではないだろうか。特に今年度におきましては、地方財政計画上の人員と実態の人員との間の規模の違いにつきまして若干の是正をいたしました。これをいたしましたのは、特にここ二、三年市町村の実態の職員数が、財政計画に盛り込まれております職員数と合っていない、たとえば清掃のような仕事に人がふえている、あるいは社会福祉のような仕事に人がふえている、そういう実態に追いついていないというようなことから規模の是正をいたしまして、その人員の分も財政計画の需要額に織り込んでまいりました。従来、比較的弱いと思われる市町村の人員費の見方につきましても、本年は従来よりは充実した、こういう考え方を持っております。

それから、人員費以外の経常経費につきましても、物件費あるいはその他の旅費とか、いわゆる一般行政経費がございしますが、これにつきましても、標準的な経費をどの点に置いていいか、なかなかむずかしい点がございます。そこで、私どもとしては、よく指摘をされております税外負担を少なくとも解消していきたいというように考え方から、今回、昭和四十一年度の決算上に出でまいりました税外負担分が約八十八億ございしますが、半分は教育関係費でございますが、それにつきまして今回需要に盛り込むことにいたしました。

それから、そのほか需要額は、投資的経費の算入の問題がございしますが、投資的経費の算入にあたりましては、これは各団体間の標準的な需要額

だけではなかなか実態に合にくい面もございしますので、建物につきましては償却費方式をとっておりますが、そのほかの道路あるいは河川といったような公共事業の分量が変動するものにつきましては、事業費保障というような方法によって算入をいたしているわけでありまして、したがって、そういったような点を総合してまいりますと、私どもは新しい今後の事態に対応する需要としてはなお十分ではないと考えておりますけれども、従来からの経費につきましては、かなりな程度の算入ができておる、したがって、その意味での財源の補正はできておる、かように考えております。

○塩川委員 それでは、さらにお尋ねいたしたいのですが、行政水準というものは、これは時代の変転に伴いまして、その質、内容というものが変わってくるのですが、これは一体どういう方法で把握されるのか。あるいはまた、これが実際に市町村もしくは府県のそういう現場のなまの声がどのようにして反映されておるのか。つまり、私のお聞きしたいのは、その時代時代に即した行政水準というものの把握をどのようにして努力されておるかということ、これを一点お尋ねいたしたいということ、それから、もう一つ、この行政水準を把握いたしました上で、その中で、先ほど局長のおっしゃいました、投資的経費について、これは態容補正をして、投資を十分カバーするようにしておると、こういうお話でございしましたが、現在の市町村あるいは府県行政の中で多く望んでおられるのは、民生行政の充実、こういう点にも相当大きいウェイトがかかりつつございします。そうした場合には、こういう種類の行政に対してどのように考慮して、交付税上これを補正していくのか。そういう意思があるかどうかということもあわせて、ひとつお尋ねいたしたいと思います。

○細郷政府委員 行政水準をどういふふうにとらえていくか、これはなかなか実はずかしい問題であります。一つは、関係各省が持つております行政水準引き上げの目標、これを取り入れております。これは、最近の長期計画等のできております道路とか、河川とか、住宅とか、下水、そういったようなものにつきました。それぞれその計画に沿った需要を私どもは取り入れておるわけでありませう。ただ、その計画自体において、どうしてもその計画が国の公共事業本位になる、地方の単独事業についての把握が十分でないということ、私も指摘できると思うのであります。単独事業についてどの程度にやっていくかということにつきました。われわれも将来に向かって一つの水準の目標というものをつくらなければいけないということを感じておるわけですが、なかなかその作業が簡単でございませぬ。したがって、さしあたりましては、各地方団体のそういうものに対します現実的な要望というものを取捨選択をして、これを取り入れていくというやり方をとっておるわけでございます。

それから、民生、衛生経費につきましては、補正でも十分に見てどうかというお尋ねかと思ひますが、民生、衛生につきましても、もちろんいろいろと補正係数を使うことによつて把握につとめております。どちらかといつて、この経費につきましたは、まだ地方の単独的な部分についての把握が十分でないことは言えると思ひます。国の意図しておられますものにつきましては、地方負担のおおむね九五%程度のものを財政需要にいま見込んでおる、こういうやり方をとつております。

○塩川委員 さらにお尋ねいたしたいのですが、投資的経費を、この充足を十分にするために、各種の投資態容にのびましての補正をされておられます。そこで、この投資態容補正につきましても、さらにこれを考えてみますと、そもそも行政の水準を全国一律にとるといふことには、現在の状況から申してまいらないと思ひます。そうした場合

に、やはり全国の自治体を見ましても、いわゆる過疎地帯、それから標準的な状態、さらには過密状態と、大体この程度に自治省としてはお考えになつて、それぞれに合った補正をされておる、こゝう思ふのです。そういういたしまして、その過密の中でさらに問題になるのは、いわゆる既存の過密であつても、再開発を要する過密地帯のこと、それから、そういう大都市圏と申しますか、いわゆる人口急増によりましてその被害を現在非常に強く受けておる地帯、これは同じ過密の中でも行政の進め方が違ふと思ひます。そういういたしまして、まず第一に、そういう過密の中で、再開発を要する過密と、それから、将来の先行投資を必要とする地帯、こういうものに対しての配慮が私は欠けておるのではないかと。過密を一本に考えておられるところには若干私には不満を感じるわけですが、ついでには、その過密地帯をその二つに分けて、今後そういう先行投資的な地帯におけるとこの補正というものを重点的に考えていただきたいと思ひますが、そういうことに対する局長さんの所見をひとつ承りたいと思ひます。

○細郷政府委員 御指摘のように、現在、態容補正等を中心として、いろいろ過密地帯についての需要測定をやつておるわけでありませう。ただ、どうしましてもこの補正ということになつてまいりますと、共通した尺度を使つてまいらなければならぬといふところに、いま御指摘のようにな、同じ人口が多くても再開発を要する地帯と、それから、人口がだんだんふえていつて将来需要がふえるという地帯とは、その質的な違い、あるいは、その置かれておられます立場の違いをうまく把握するといふことはなかなかむずかしいわけでありませう。しかし、一つには、私どもとして今回やろうとしておられますのは、同じ人口をとるにいたしまして、単に急増しておるといふことだけだけでなく、昼間、夜間の人口の出入りというふうなものも、新しく補正の要因にとらえていきたい、こういうことを今年からやろうと思つております。そのことは、一つには、いまお尋ねの、単に

人口のふえていく地帯といふことでなしに、むしろ再開発を要するような地帯についての需要を、そういう面からとらえていこうという気持ちのあらわれでございます。十分なことはできないと思ひますが、そういうやり方を今回採用してまいりたい、こゝう思つております。

それから、いま一つは、やはりそういう再開発地帯、あるいはこれからの調整地帯、都市化の地帯といったようなものに対しては財政制度として、単に交付税制度のみならず、やはり広い地域立法と申しますか、地域的な土地利用計画といふもの、そういう地域圏の整備についての制度をもつと進めていく。現在までも御承知のやうに、いろいろ首都圏なり近畿圏なりあるわけでありませう。そういう内容をもつと充実することによつて、おっしゃつたやうな地域的な財政制度の確立をはかつてまいらるべきであらう、かように考へております。

○塩川委員 そういう意向でひとつ進めていたかどうかとしまして、ここで特にお願いを兼ねて局長の考え方を伺ひたいと思ひますが、一つだけございませう。それは、先ほど申しました、過密地帯の中で、特に人口急増の激しい、いわゆる先行投資をすることが行政の効率化あるいは財政の経済的な効果が大いに期待できる地域、こういう地域に対しましての用地取得の補正といふこと、そういうふうなもの、先行取得に対する補正といふようなもの、こういうものを考慮してもらへるかどうか。現在、用地関係について、全般につきましては、これは補助金とか負担金の対象となつておられません。そこで、せめてこういう地帯に對してだけでも交付税によりましてある程度カバーしてやつていただいたらどうかと思ひます。この点、特に要望を兼ねまして、ひとつ局長さんの御意見を伺ひたいと思ひます。

○細郷政府委員 用地費は、土地自体が償却資産でない関係から、交付税の制度にはなかなか乗りにくい、なじめないものであらう、私はこゝういふふうに基本的には思つております。したがら

して、用地の取得につきましたは、むしろ起債の運用といふことに重点を置くべきであらう。現在用地の先行取得につきました起債、四十二年度で申しますれば、ワクは六十億でございませうが、実際には百三十億ほどの起債の許可をいたした。ワク外債も入れましてそれくらいをいたしておられます。明年は御承知のようにワク自体を百三十億にふやしたわけでありませう。また、いろいろ地方団体の実際の要望等も見た上で弾力的に処理をすることによつてこの問題に対処してまいりたい、かように考へております。

それから、用地についての補助の問題でございますが、この問題は、やはりなかなかむずかしい問題ではなからうかと私は基本的には考へております。土地の値段が非常に画一的でございませぬので、用地費の補助といふことにつきましたは、一律的な補助といふことは、現在住宅の補助においてすでに生じておるやうな非常な矛盾を持つておるわけでございます。したがつて、いま学校の用地の取得に補助をしてどうかという御議論がいろいろあるのでございませうが、先ほど申し上げましたやうな起債のワクの拡大といふことによつて、この問題にさしあたつて対処してまいりたい、こゝういふふうに思つております。

なお、大都市の周辺の近郊都市等におきまして、人口がふえる、学校が必要になる、団地ができるというやうなところにつきましたは、御承知でありますやうが、十坪あるいは千戸以上の団地ができます場合には、その団地の事業主であります公団あるいは公庫資金を借り受けたものにつきましては、学校その他の公共施設についての立てかえの道を開いております。公団がやります場合には、公団がさしあつて学校をつくる、それを、施設によつて違ひますが、三年ないし十年の年賦で見えていく、こゝういふやうなやり方は実はとつておるのでございませう。びたりのものではございませぬが、そういう方向でいろいろの処理をいたしておるわけでございます。

○塩川委員 特別事業債のことについて若干お聞きしたいのですが、特別事業債で、今回の措置によりまして償還交付金制度が恒久的に創設されたということ、これはまことにけっこうだと思っております。

そこでお尋ねしたいことは二つござりますが、なぜ交付税方式をとったのかということござります。

それと、もう一つは、事業債の交付税におきましますところの単位費用が、府県におきましてはたしか千円につき百二十六円、市町村分については九十円となっておりまして、これはあまりにも府県に重点を置き過ぎておるのではなからうか。今回の処置を、交付税の改正を見まして、私たち感覚的に感じますことは、今回はかなり市町村に有利なように交付税が改正されておるようには感覚的には見えておりますが、特別事業債につきましてはどうか納得いかなうようなところがございます。そこで、これはどういってお考えであつたのか、これはまた私の認識違いかもしれませんが、府県と市町村分の特別事業債につきまして、府県分に相当なウェイトがかかっているように思ふので、これはどういふ理由によるのかということござります。これをお尋ねしたいと思ひます。

それから、毎年度の交付金の額を定める政令の基準というものは大体どういふ基準によつておるかということ、現在わかっている範囲内において、これはひとつ表明していただきたいと思ひます。

○細郷政府委員 第一の交付税方式になぜよつたかという点でございますが、これは、御承知のように、特別事業債自体が交付税の単位費用を切り下げる穴理めに使われたものでございます。したがって、もし特別事業債を発行しないで済むような状態であれば、当然に交付税の需要額によつてまかなわれておつた性質のものであるということから、その穴理めの起債の償還費につきましては、やはり交付税の需要額で見えていくことが筋道ではなからうか、こういうふうにご考へます。

それから、いま一つは、現実の問題といたしまして、交付団体も不交付団体もあるわけでありまして、両者を通じて平等な計算のしかたをするということになりますと、交付税の需要額に算入することが最もよろしい、こういうふうにご考へたからでございます。

それから、第二の府県、市町村の特別事業債の償還費の単位費用の問題でございますが、これは別に差別をつけておりません。実際問題として、特別事業債九百億でございますが、そのうち政府資金によりますものと公募資金によるものがございまして、公募資金によりますものは、府県に実は片寄せたわけでございます。市町村分につきましては、政府資金によつたわけでございます。したがって、今回の特別事業債の償還費を見ます場合には、市町村分については政府資金の金利によつて十五年の償還期間でこれを計算をいたします。それから、府県の分は両方入つておりますので、その総体の割合で、一部は政府資金、一部は公募資金ということにいたしておりました。公募資金については七分三厘、七年の一回借りかえ、十四年間で、こういうやり方で計算をいたしております関係上、単位費用の面では府県のほうに大きな額が出ておるわけでございます。

それから、三番目の今後の特別事業債償還交付金の額を政令で定める基準は何かということでございますが、これは毎年度の交付、不交付団体の元利償還額を定めることが一つ、それから毎年度の特別償還交付金の額は交付団体だけを出します関係から、前年度の交付団体の需要額の割合を使う必要があるというふうなことが、政令に書く予定をいたしておる事項でございます。

○塩川委員 それでは次に進みまして、交通安全対策の特別交付金があります。これが今回から創設されたわけでございますが、この配分方法は、おうちのほうでござりますか、きまつておりましたら、その大体のところを伺いたい。

○細郷政府委員 配分方式は、政令はまだ実を出していません。来月早々に政令の決定をしたいと思います。大体政府各省間の折衝もほぼ八割方いま終わつておるところでございます。いま私どもの考へておりますのは、配分方式につきましては、事故件数と集中地区人口を基準といたしまして配分をしたい、それから大都市分につきましては、府県道分と市町村道分とを合算することにして、つまり大都市は国道、府県道の管理権を持つておきますので、その分を大都市分として算入していかねければならぬ、こういうふうにご考へておるわけでございます。大体そんなような考へ方でお政令の内容をきめたい、かように思ひます。

○塩川委員 最後に、もう一点だけお聞きしたいのですが、ちょうど主計官もおいでになりましたので、双方にお尋ねしたいと思つております。それは、今回のこの交付税の問題につきまして一番の焦点は、四百五十億円を一応返済されたような形になつておる。この問題を考へますのに、これは交付税の本質論にも関係してくると思ふのでございまして、私たちは地方交付税はあくまでも地方税であるという認識に立つております。そこで、今回こういう措置をやむを得ざる事情でとつたのでございませうが、これが与える影響は、地方財政に対する一つの安心感と申しますか、安定感と申しますか、それを積極的に言いますならば、むしろ地方財政は豊かになつてきたという印象を与えるということ、これは非常に遺憾な点でございます。それはともかくといたしまして、交付税が本来地方税の一形態として、地方税として自主的にこれを配付すべき問題であるのか、かわりなく、こういう借り入れであるとか返済であるとか、こういうことが一つの実績として残りました場合に、今後こういうことが影響をしないかどうか。思うに、私、過去の歴史を見ましたら、昭和三十年にやはりこの税率の問題でもめたことがございまして、当時の記録を読みますと、確かに百分の二十二であつたものが百分の二十五にすべきであるという意見であつた。ところが、その百分

の三相当分は一部は繰り延べにし、一部は臨時交付金のような形でその場を糊塗した、こういうような記録がございます。今回またこういうことが起こるといふことになりまして、こういうことが一つの実績として、将来年度間調整制度というものが導入されてくるきっかけをつくる、こういう懸念を持つておるわけでございます。

それともう一つ、交付税の率が現在の財政硬直化の中で議論されておりますが、これは全くもつて認識の相違でございますが、私たちがいたしましては、これは納得できない。そこで、こういう今回の四百五十億を返済、さらに借り入れと、こういう事態を通じて今後こういう年度間調整的なものを将来ともに考へていくことは、絶対できないといふことをはっきり自治、大蔵両省で見解を統一して、この場で言明していただきたいということ、それから、さらには交付税率そのものについて、国の財政硬直化の要因でないということにつきまして、ひとつこれは大蔵省からの所見としてお聞きしたい、こういうふうにご考へます。

○細郷政府委員 地方財政を国の予算の面での硬直化と言ふことは私は間違ひであると思ひます。実は昨年来いろいろ議論を政府の中でもした問題でございます。もつぱらそろばんの上で額が大きくて、義務費であるという点においては私はそのとおりであると思ひますが、それが国の財政の上の硬直化、こう言われることは、交付税制度の本来的使命からして誤りである、こういうふうにご考へております。

それから、四百五十億減額について、年度間調整の道を開いたことにならないかという点でございますが、これはあくまでも本年度におきまして内外の非常に特殊な経済環境にあると思ふわけでありまして、そういう事情にかんがひて、今回国に協力してとつた措置でございます。本年度限りの措置と私どもは考へておるわけでありまして、もちろん、今回の措置を生みます過程におきましても、突は制度的な年度間調整制度という議論がご

ございましたけれども、そういうことを導入したのでは、将来また昔の交付金時代と同じような議論になるわけでありまして、それはすでに経験済みのことでもあるわけでございますから、私どもとしてはその制度を導入することを断つたわけでございます。その結果今回の臨時の一年限りの措置になったわけでありまして。

○秋吉説明員 大蔵省のほうから申し上げますと、地方交付税は、御承知のように、私どもの考え方としては、地方財政調整資金であるというふうな考え方であります。御承知のように一般会計の中に占める割合は非常に高うございまして、財政硬直化の一因といたしまして地方交付税をあげておりますのは、一般会計に占める地方財政調整資金としての地方交付税、これは御案内のように三税に比例するという形になっております。その意味合いからいたしまして、国の資源の最適配分を考えると、そういった調整力という点から考えますと、その調整分の範囲が狭められるという意味におきまして、財政硬直化の一因というふうな私どもは考えておるわけでございます。

それはそれといたしまして、先ほど御指摘の四百五十億の問題でございますが、財政局長から御答弁ございましたように、今年の国、地方を通ずる財政環境にかんがみまして、公経済全体が円滑な運営ができるようにということからいたしました四十三年度の特別措置でございますが、今後の地方交付税のあり方をどうするかという問題になりますと、私どもは、やはり国、地方を通じまして、全体の財政運営が円滑化、健全化されるという考え方のもとに、今後ともいろいろな面から検討してまいりたい、かように考えております。

○塩川委員 それじゃこの四百五十億のいきさつ、これは今回限りであるということでございますが、これが一つのきっかけとなって、地方財政と国の財政とを検討する一つのきっかけになる、こういうことに認識をしておられるかどうか。それとは全然関係なくして、ただ単にこれは今回だけの措置であるということなのか。その点をひとつ

明確にしておいていただきたい。
○秋吉説明員 いずれにいたしまして、今後の国と地方の財政運営は、公経済全体が健全化されるという方向でいろいろな角度から国、地方を通ずる財政のあり方ということについて検討いたしましたとは思っておりますが、本年の措置が、御指摘のような問題の一環として取り上げられるかどうかという問題は今後の検討の問題でございます。これをもちまして今後御指摘のように、直接結びつけた考え方というものは私どもはとらないわけでございます。

○塩川委員 今後の検討の問題とはどういうことでしょうか。この問題は、今後地方財政と国の財政との関係を考えていく中において、今後の問題として考えるということはどういう意味ですか。

○秋吉説明員 国、地方を通ずる財政のあり方について、どうあるべきかというふうなことはいろいろな角度から検討をする、また、それは慎重に検討してしめるべき問題だと思っております。その意味合いからいたしまして、この問題だけが今後の一つの問題ということではなしに、いろいろな角度から検討したいということでございます。

○塩川委員 それでは、最後にもう一度、くどいようですけれども、この問題がきっかけとなって、国と地方財政との調整というものが取り上げられてくる、こういうものではなくして、これは全く偶発的に起こったこれ一回だけの問題である、このように認識していいわけですか、どうでございます。

○秋吉説明員 これは今後における国と地方の財政状況いかにという問題がまず基礎にならうかと思っております。その意味において、今後における国と地方の財政状況はどうであるかということが、もとの判断の一つの大きな要素にならうかと思っております。

○塩川委員 終わります。

○吉川委員長 この際御報告を申し上げます。
本委員会の委員でありました伊東隆治君が昨夜急逝せられました。まことに哀悼の念にたえません。つつしんで哀悼の意を表し、御冥福をお祈りいたしました。御報告いたします。

○吉川委員長 質疑を続行いたします。依田圭五君。

○依田委員 第一に、これは速記録を読むと毎年言われておるのですが、税制の簡素化、特に交付税制度の簡素化を言われておりますが、こゝもいろいろの補正が新設されましたりして、これは屋間人口等に伴うものも多いし、そういうものもいろいろありますからやむを得ないと思っております。だんだん精緻をきわめて、世界に冠たるというふうなことを言われておるのですが、どういふことになりまして、精緻をきわめればきわめるほど、かえって技術的に煩瑣になり、そして、請求するほうも、またこれを査定するほうも、だんだん専門職化してきて、ほんとうにわずかな関係者だけの間でしかこれを理解することができない。外国の制度はもと簡単な制度が多いということを知っておるのですが、これに対して財政局長は、やはりやむを得ない方法であって、むしろ将来地方団体の不満を解消するにはますます精密、難解にして制度を非常にこまかくしていかなければ、地方団体の不平不満についてこたえることができないという立場からこの制度を続けるのか。ともかく一年ごとに各種の改正がなされ、そのたびに複雑になってくるという現状をどうお考えか、これについて御答弁を願いたいと思っております。

○細郷政府委員 私は、交付税の算定のしかたは、何しろ三千五百の団体に算定をしてもらいます関係上、できるだけ簡素化すべきであるという基本的な考え方を持っております。ただ、現在の交付税制度は、昔の配付税制度とは違ひまして、御承知のように国が意図しております各種の行政を交付税の需要を通じて財政的に保障していくと

いう考え方をとっておるのでございます。そういう意味合いにおける算定は、どうしても織り込んでいかなければならない。各省の行政自体も、最近の社会経済の伸展に応じていろいろきまめのかまかい行政をするようになってまいりましたので、そのきまめのかまかい行政を財政面に反映させる意味では、最小限度私どもはその算定方式を改めなければならぬわけでございます。もちろん、算定方式自体を大まかにしていこうということ自体は、私、基本の方針として持っております。できるだけこれを簡単にしようという方針はとっておりますけれども、いま申し上げたような行政のきまめのかまかくなつていくものを救うための改正というものはどうしても避けられないのではなからうか、こういうふうな思っております。また、交付税は外国にあるとかないとかいうような議論もいろいろございます。しかし、昨年も私がいろいろ申しましたので、自來よく皆さんから御指摘を受けるのでありますが、実際問題として、これほどあらゆる行政部門を通じて財源保障制度を持つていない国はないと思っております。教育なら教育というふうな一つの部門だけにやってやうなことはございませぬけれども、こうすべての行政を通じてやっていけるものはない。したがって、そういう意味でもある程度の複雑さというものはやむを得ないものだらう、こう考えております。

それからもう一つは、最近だんだん算定を合理化しながらやっておるわけでございますが、関係の地方団体も、関係の各省も、このやり方だんだんなじんでまいりまして、新しい行政施策をやったり法律を改正するときには、財源保障としてはこのことをどういふふうに直してまいりたいというふうな具体的な議論も実は出ておるようなことでございます。確かにしろうとわかりはしにくくも、その点にはございませぬけれども、それぞれの行政責任者の間においてはかなりなじんできた制度であらう、こういうふうな思っております。

○依田委員 行政の簡素化と直接に関係があるというわけではないのでございますが、小さな項目

であります。冒頭に一つ取り上げたいのは、今回、基準財政需要額の算定方法の改正の中で幼稚園と保育園の密度補正の問題が出ております。従来幼稚園に対しては標準団体の十万都市に対しては四つということでありますが、それを越えまます分については補正をしない、こういう考え方が背景にあると思っております。保育所も同じようにあると思っております。これは実は民間の幼稚園との競合関係にあるわけであって、公立の幼稚園、保育園に対して今度また丁寧な補助をすること自体はけつこうであります。それによって同じ地域の園児をお互いに争うとはいきませんけれども、お客さまにして独立採算の経営をやっておる民間の施設との関係においてどういふことになってくるかと考えますと、相当民間を圧迫する。自治省の制度が親切になって、きめがこまかくなるのはけつこうなだけども、裏には若干のはね返りがあるという一例になりやせぬかと思つて、ここで取り上げるのですが、幼稚園並びに保育園の密度補正についてまず御説明を願いたいと思つて、

○細郷政府委員 従来は幼稚園並びに保育所の経費については、それぞれ標準団体におきまます施設の数を想定して算定をいたしておりました。ところが、各市町村の実態を見ますと、必ずしも人口に比例して公立のものを持つておるとは限りません。また、その園児数にいたしましては、われわれが想定しておるものとは違つておるものがあるというところから、基本の単位費用は従来どおりにいたしますが、補正の段階におきまして、そういう施設に入つておられます実際の園児数と標準の数字とのぶれを補正によってカバーして、こういう方式をとらうとしておるのであります。これはいままでも各地方団体からも非常に強く要望されておりました。特に最近幼稚園あるいは保育所が盛んになっておられますだけに、非常に強い要望もございました。私は、その意味では前進である、こういうふうにご考慮しております。

○依田委員 自治省は幼稚園の義務化の傾向に對してどういふ見解をお持ちなのか。文部省が担当であるとするならば、文部省とどのような統一見解を打ち合わせておられるか。その点が一点、もう一つは、民間の保育園と公立の保育園の数の、これを把握しておられればお知らせ願いたい。一つは、今回密度補正の上でもってどのくらいの財源といふか金額を予定しておられるか。この三点について御質問いたします。

○細郷政府委員 公立がいいか私立がいいかにつきましては、文部省自身の見解が優先して述べられるべきだろふと思つておられますが、文部省もできるだけ公立で、こういうものをカバーしていきたいという気持ちを持つておられるようです。私どもは、地方団体の財政需要という面から見ますと、公立のものに財政需要の面があることは明らかでございますので、公立についてだけの計算をしてまいつておるわけでありませぬ。

○依田委員 大体九十七万が私立で三十三万が公立、国立はほとんど言ひ足りない数であります。これは大体十万都市に四つの幼稚園といふことで百六十人ぐらいたつと思つておられますが、それを何人かカバーした場合には、それに対する人件費の大体七割とか八割を今回補助するわけですね。そうすると、私が試算をいたしまして、たとえば二百人なら二百人カバーいたしましたときに、自由財源で見つておりましたものが今度補助をされるところで、七割の補助を見ますと百四十人助かるわけ

です。これはどのくらいを見ておられますか。一年間百万といわれております。約三百二十万くらいの補助金がいけるわけですね。それでもって公立の幼稚園は一体幾ら月謝を取つておられるか、私は五、六百万じゃないかと思つておられます。民間は三千円くらいです。これはあなたのほうの調査の資料があればこの際はつきり言つていただきたいと思つておられます。こういうことになってくると、これは地方交付税法の中では小さなこまかな問題で恐縮なのですが、これ一つだけでも、なぜ公立が五百円か六百万でやつていけるのか。これはもちろん歳入ですから、自治省はこの授業料の問題につきまして幾らということをお考えになつておられますか、御答弁願いたいと思つておられます。

○依田委員 とても民間では五百円なんという金額でもって預からないのです。表向き三千円、まあ果が一生涯命これをセーブしておられますけれども、施設費だの、入学金だの、あるいは学芸会だの、遠足だの、各種の名目でもって大体倍、ともかく五、六千円までは負担を強要しておられます。ですから、東京の例を申し上げますと、幼稚園協会の通して大体去年あたりの数字で三億くらいは自由財源から出しておられると思つておられます。全国三千五百の市町村のうちどのくらい予定しておられますか。かわりませぬけれども、この公立幼稚園のあるところ、結局それだけの援助をしてやるということ、ともかく幼稚園がたくさんある地域の中で公立は一つですね、そのまわりに私立は幾つもあるわけですね。私立は規模が小さいわけなんです。しかし、企業主なり幼稚園主の経営者の責任においてやつておられるわけなんです。これはもう最低三千円を取つておられるわけなんです。これはお客様がどっちへ流れるか明らかなんです。この公立幼稚園に對する今回の密度補正が悪いとは私は言つていない。けつこうなんです。けつこうなのだけではない。こういう問題がこの例に漏れずたくさん発生することを心配します。きめがこまかくなること

はけつこうです。また、そうしなければならぬと思つておられます。しかし、一例を申し上げれば、この問題に出てくるようなこまかな好ましくない反射のしかた、こういうものに対して将来一体どういふふうにご救済していきませぬか。

○細郷政府委員 私どものほうの財政需要の算定にあたりましては、先ほど申し上げましたように、現在は標準団体では標準的な規模として四カ所のものを置くといふことを想定をいたしておられますが、現実にはまちまちでございますので、まちまちである反面、それだけの実際の需要額がかつておるといふところから、今回補正をしてそれをカバーして、こういふわけでございます。このこと自体によって将来幼稚園を公立に持つていく、あるいは民間をなくすのだといふふうな方針的な考え方で今回の改正によって意図しているものではございません。

○依田委員 ですから、これは密度補正と並行して、結局各団体においては、民間の幼稚園の団体が圧力をかけるといふことが、一つのプレッシャーグループになって補助金の要求をしてくるわけですね。しなければやつていけないのです。ですから、大学連盟にしても、大学協会にしても、あるいは私立高等学校協会にしても、幼稚園協会にしても、たいへんな補助金を要求してきておられるわけですね。そうしないと、公立とのアンバランスが是正されないわけなんです。それから、自治省のほうに交付税が何かでめんどうを見てやれないというところになりますと、自由財源からこれは負担するということになるから、結局その投資的な経費を国がやると、どんどん地方団体の裏負担がふえていくと同じような形で、こういう住民の福祉に直接関係のある幼稚園のごときもの、あるいは保育園も同じであります。それに対してきめこまかなめんどうを見ておられますか。してやらないと、その分だけたまたま負担が過重になってくるわけですね。

○細郷政府委員 民間立がいいか、公立がいいか、これはどうも私も財政屋だけの判断で申し

一銭も残してはならぬから、来年度に繰り越すわけにもいかぬし、普通交付税に回すわけにもいかぬから、ともかく使い切らなければいかぬ。過去における無数の要求があるから、使っても使っても砂漠でしょんべんと同じように足りないのだという意見もあるであります。だから、ある中からセレクトションして、どんなものにも出せるといえば切りがありませんが、何か私はそこにもう少しパーセンテージを下げるということとを社会党は毎年要求しておりますが、ことしは二千万もよけいにあつて自然増もうんと多いのだから、ことしこそはひとつ財政局長が英断をもつて、十年目ですから久しぶりにこの辺でもつて六%を五%にするとかどうするとかということについて英断を示すべきときではないかと思つておりますが、御意見を聞かしてもらいたいと思つております。

○細郷政府委員 普通化しているものは普通交付税でなるべく見ていこう、こういう気持ちには私も同じでございます。しかしながら、たとえば特別な問題として公営企業の負担区分によりまして、病院については一般会計が負担すべきものがあるといった場合に、これを全国三千五百の団体に普通交付税で算入することは無理でございますし、実態にも合いません。病院を持つてない団体がたくさんあるわけでございます。そうなりますと、どうしてもそういう必要なものは見えないかなければならないが、普通交付税になじまないというところから特別交付税にいたしております。

また、産炭地につきましては、一方では鉱産税等の収入が入つてこない、しかし生活保護者が非常に多いというところから、一般的には生活保護の全国的な比率で保護費を算入してはあります。このようにところにつきましてはある程度実態を見て、その差を特別交付税で補つていく、こういったようなやり方をとつております。のですから、どうしても特別交付税という制度は残さなきゃならぬ。しかもこれは普通交付税の需要がふくらむと同じように、やはり需要のめんど

うを見る幅も広がつてまいるわけでございます。自然増があれば、やはりその範囲内で特別交付税も六%を確保していくべきではなからうか。私は金額の絶対額の大小だけでこの率を上げ下げすべきだというふうには考えておりません。いまでも特別交付税でもつと見ることによつて、地域的な特殊な施策というものは私は将来どんな見えていくべきかならうかというくらいに積極的におもつておるのでございます。そういう意味合いから、率を云々することは私はいま考えておりません。

○依田委員 それでは五百億くらいあるうち、産炭地は去年は一体どのくらいお使いになつたのですか。

○細郷政府委員 一例として申し上げましたが、産炭地で三十三億でございます。

○依田委員 どうも局長のお話を聞きまして、ますますこれは加速度的に地方交付税なるもの運用は精緻をきわめ、難解になり、複雑になつていくような気がしてならぬのです。実は去年も態容補正その他ずいぶんたくさん補正がありまして、また補正ばかりでなく、いろいろの制度改正がありまして、橋梁と道路ですか、あれは一緒にしたとかというふうな、処理を単純化する方向での努力の一つの試みはありましたけれども、行政が丁寧というか、きめがこまかいというので、やはりいろいろな問題を補正するとかなんとかというところでもつて、どんどん項目があふえておられますけれども、われわれしるうに言わせると、いよいよ難解になつてきているということが言えるわけですね。その一例として、私はさつき幼稚園の問題をあげました。公立幼稚園に対してきめのかまかな配慮はけつこうであります。けつこうであるけれども、日本のいまの経済情勢、特にいまの内閣の施策の中においては、スタンダードであるべき公立の幼稚園がレベルアップされる。自分の責任で経営しておる幼稚園は一軒もないわけなんです。しかも地域の幼稚園の子供が通園できる通園距離というものは一キロとか五百メートルとか

きまつておるわけですね。それ以上は、交通事故がありますから、もうあぶなくて通わせないので。その中において、お互いにお客さんである園児の奪い合いをしておるわけなんです、實際言つて、全部公立へ行つちゃうのです。そういうところへしかも遠いところからやる。これは有産階級の子弟が多いのです。これは先生が完備しておる、冷暖房が完備しておる、建物が鉄筋である、清掃費関係が十分にまかなつておる、夜警が十分にあり、ですから遠いところでも自家用車でもつて通うようになるのです。そうすると、そこでまた補正をやる。これはけつこうでありますよ。全体のレベルアップができるならけつこうでありますよ。しかし、一つだけそれをやつて、そしてその近所にある良心的な経営をしている民間の幼稚園は、全部そのために、極端に言えば倒産していきま

ますよ、隣園になつていきまますよ、収支が償わなくなつてくるんだから。いま三十人や四十人の園児で三千円ぐらい取つたのでは、保母さんを雇えないのです。だから、保母さんの超勤も払えない、あるいは何も払えない、もちろん守衛は置けない、あるいは改裝はできない、建物は直せない、こういうことになつてくるのです。それを含めてひとつ大幅に上げていただけならけつこうなんです。それでなしに、公立だけを交付税の改正でもつてやることは、そのことは私は悪いとは思

申しませんけれども、その辺の配慮がないと、およそものごとにおいて、あることが動けば必ず反作用がありますから。まあ三十三億というのは、産炭地の一番大きな需要でありましよう。あとはこまかな三千数百の自治体に対する要求があつて、それをきめこまかく出しておると思つて、これは特交の費目がたくさんありますように、ただ機構が精緻になればなるほど、必ずそれは陰影がでますから、よほどそこを、自治省のお役人の方々が裏の事情まで見通して、実情に合ったようにこの七百億近いお金を使つていただくかないと、それが一般の民間を圧迫するような結果になつたり、あるいは役所の仕事をますます何かか

たくさせるようなことに作用してみたり、まああまり言うことは差し控えますけれども、いろいろ問題が発生すると私は思うのです。ですから、この制度は絶対必要だ、また、これをもつとこまかくしなればならぬこともわかります。しかし、絶えず行政の簡素化ということをやつて、政府もそれをお題目にし、また毎年それを委員会でも取り上げながら、実はそうでない方向へ非常な加速度で進んでおるといふ実情を、一体財政局長はど

ういうふうにお考えで、これをどういうふうに是正していくのか、あるいは是正する必要はごうもないのか、その辺を含めてひとつ御答弁を願ひたいと思つております。

○細郷政府委員 交付税は、前の平衡交付金の時代から続いてもうかれこれ二十年近い歴史を持つておるわけでありまして、初めは普通交付税の算定自体についても、地方団体側からいろいろの陳情と申しますか、実情の吐露があつたわけでございます。だんだん交付税制度の仕組みが理解され、かつ算定の中身が明確に披露されてくるに従ひまして、だんだん減つてまいりました。特別交付税につきましても、やはりそういった取り上げられるべき費目というものがだんだん安定してまいりまして、そういうふうになつていくのではないだろうか、こう考えるわけでありまして。

なお、現実の問題としては、その市町村あるいはその県の非常に特殊な事情、よそにないような事情を申し述べるための陳情というものはなお現実にかなりございます。しかし私は、だんだんそういったものがこの運用のやり方によつて理解を深めて、減つていくようにすべきではなからうか、こういうふうな心がけてまいりたいと思つております。

○依田委員 局長の御答弁だと、費目も減つてきた、だんだんに特交の費目も、支出の費目が毎年減るようになつておられるというふうなお話がいまございましたけれども、百三十二億円という自然増みたいなものがあるのです。これは名目指数の物価上昇を大体六、七%と見ても、自然増が二割以上で

すから、これは百三十二億のうち、私はつかみで七、八十億は自然増であると考えております。この特別交付金を必要とする予測されざるいろいろの問題、災害であるとか緊急な必要であるとかいうものも、やっぱり毎年自然増するのですか。むしろ伝染病なんかは薬品の発達によつて発生の頻度はだんだん減つてくると私は常識的に考へるのです。昭和三十三年以降十年間ずいぶん社会の発展というものはあつたと思ひます。それに伴つていろいろ特交の支出すべき費目も減つてはいるはずだと思つていますが、こゝしは自然増の七、八十億も入れて、一銭も余らずにこなし得る、災害のほうも自然増をするという見通しなんです、その辺をひとつ御答弁願ひたいと思ひます。

○細郷政府委員 私の方言が不足だつたかもしませんが、費目が減つていくという意味で申し上げたのではなくして、だんだん特別交付税の取り上げる費目についても安定化をしておりますし、またその計算の方法もみんなにわかつてまゐつておるわけでありまして、だんだんそのためのいわゆる陳情とかいうようなむだなことはなくなつていくであらう、こういうことを期待し、また事実そういう傾向にあるということをおし上げたわけでございます。

なお、災害等が自然増——率というのにはちよつと御趣旨がよくわからない点もござりますが、災害に對します特別交付税については、災害被災額の一定割合というふうな算定をいたしております。そうなつてまいりますと、被災額というものが、やはり年々同じ程度のものであります。大きな額が出てまいりますので、そのもの自体にもやはり自然増的な要素は含まれておると思ひます。

それからもう一つは、特別交付税自体の額が少くないために、もう少し処置をしてあげたいと思つたものも実はいままでも押えられてきておるのがあると思ひます。今回、干害につきまして、従来の行き方よりも特交で出します計算方式をふやすようにいたしました。これでも実はまだまだいろいろ現地

の市町村から議論が出ておるわけでございますが、そういうようなことも必要でございます。必ずしも毎年の物価の伸びだけの範囲内で十分であるというふうには私は考へていないのでござります。

○依田委員 ちよつと政務次官にお聞きしますが、いま局長が災害の自然増的なものがあるというふうに御理解——どうも私は自然減というなら幾らかしろうとの考へでわかるのですが、災害の自然増をやはりするのと同じことは、私はちよつと理解できないのですが、大体、国税三税の一定収入の六割、しかもそつちは膨大にふえていつておるわけですね。それを毎年毎年やつていく。これは薬品にしろ、あるいはまた技術にしろ、あるいは交通機関の発達にしろ——交通事故はふえるかもわかりませんが、薬が発達すれば伝染病は減り、火災予防の消防機関が充実すれば火事は減る、これは火事の規模も関係があるでしょうけれども、ともかく減る、こういうふうになつておるのですが、私はそしてルール化できるものはないんだん普通交付税に入れていく。そうすれば、何も神聖不可侵、百分の六という数字を、おそろく来年は八百億くらいになつてしまふだらう、もつとふえるかもしれない、一千億という数字が出てくるかもしれない、これを一種の予備的な性格といふか、つかみで、ともかく申し込んでこい、ひとつ認定してやろう、これは制度としてはけつこうですよ。しかし完全にいいものはないので、必ず一つの機構があれば反射があり、影があるのです。その影によつては金額が膨大になるとゆゆしき問題が発生するのではないかと。行政簡素化が佐藤内閣のスローガンであるならば、もう少し新しい試みを、こゝしこそは二千億も取れるのだからやるべきではないか。その唯一絶対の好機ではないかと思つたのですが、政務次官の御見解を聞きたいと思ひます。

○細郷政府委員 災害の自然増ということばは、私は不適當というか、非常に誤解を招きやすいと思つたのです。災害が自然に増加したりなんかする

わけはない。ただ同じ災害がかりにあつたとした場合には、経費は、物価の上昇あるいは賃金の問題、いろいろな諸経費が増高してくる傾向にござりますから、同じものであればよい金がかかるというところは当然言えることで、言うまでもないことだと思ひます。

なお、いま財政局長から御説明を申し上げましたが、私も現実に、私も長年災害のことをやっておりますけれども、あれも特交、これも特交で見るといふようなことで、実際はいままでなかなかこれは見切れておらない——いまでもそうでございますが、というふうな面があると思ひます。そういう点について、ある程度特交でより多くのものを見ることのできるようになっておる、またそういうふうな御要望も強い、そういう点はあるかと思ひます。しかし、こういうものを自然増といふかどうかということになると、私はこれは非常に誤解を招きやすいから、なるべくそういうことばは使わぬほうが正しいと思ひます。

それから、基本的に特別交付税と普通交付税との限界といふまいか、そういうものについてどう考へるか、こういうことだと思ひますが、先ほど来財政局長からも御説明を申し上げておりますように、定型化してまいつた場合に——だんだん定型化してまいる、ルールが固定して、そしてこれは恒久的なものとして考へることがいいのだというふうな確立をしておりますれば、これは相当考へなければいけません。いまの特交と普通交付税という点につきましては、そうした安定の度合いといふまいか、そういうものについて、この辺までが普通交付税といふことのほうが要当だ、こう考へていま私は分けておるものと考へます。しかし、そういう点についてさらにルールが確立したものにについては検討すべきじゃないか、この説は私も全くそのとおりでと思ひます。ですから、いわゆる特交のルールがだんだん確立してきておる、こういうものについてどう考へるか、こういう点については私も今後検討しなければならぬ、かように思ひます。

○依田委員 時間がだんだんあれですから、この問題は私よりも経験の豊かな先輩同僚の議員にまたお願いをいたしまして、私はやはり特交の六百七十七億ですか、これにも関連があるのじゃないか、また行政簡素化にも関係があるのじゃないかと思ひますが、人事院勧告にちよつと一言触れたいと思ひます。

こゝし八百五十億円がこの財政計画の国庫補助負担金を伴わないもの五千六百六十六億の中に入つておるということでございますが、これをどうして行政関係の費目に入れられたかを御説明願ひたいと思ひます。

○細郷政府委員 一般行政経費の中に年度内に追加需要見込みがあるであらうというので八百五十億を入れました。まだどういう用途に充てるべきかというところがござりますので、そういう形で入れたわけでございます。

○依田委員 これは一つの先例になるか、慣例になつていくと思つたのですが、この点について、こういう将来発生するものなものは一般行政経費の中に入れられるということは、今後ともこの方針で一般的な問題の扱いをやつていかれるのですか。今回限りなんですか。

○細郷政府委員 今後ともこういう事態には残してまいりたい、こう思ひます。

○依田委員 もう一点は、もしも人事院の勧告が、昨年は六・九ですが、こゝし下回つた場合はどうするか、上回つた場合は、一体どこに財源を求めらるか、これについて御見解を聞きたいと思ひます。

○細郷政府委員 まだ勧告が出ておりませんが、何とも申し上げかねるわけでございますが、勧告が出まして、政府自体がどうそれに対処していくかをきめる際に適切な措置をとつていく、こういう考へてござります。

○依田委員 勧告は出るわけなのです。これは秋には出るわけなのです。そうして、昨年と同じ勧告でないことは、昨年と同じ経済情勢でありませぬから、物価指数その他の変動、その他生計指数

の違いがありますから、違った勧告が出る。下のほうへ違つて出るか、上のほうに出るか。この二つのことについて、私は、いま財政計画に予算を組まれておられますから、扱いは展望されて当然考えられていると思いますから、そのことに触れてお聞きしておるわけなので、そのときに触れなりましたから答えるのでは、この審議のあれにはならぬと思うのですが、どうでしょう。

○細田政府委員 問題になるのは足りないときだろうと思います。足りないときに、どの程度足りないかということも、やはり具体的になつてみませんと何とも措置をきめかねると思う。しかし、私どもとしては、やはりその際には適切な措置をとつてまいりたい、かように考えております。

○依田委員 政府は補正予算は組まないことを大前提として今回は——これは政務次官にお聞きします。組まないことを大前提に今回は総合予算主義をおとりになられたわけですか。ですから、たとえ私の考えでは、一〇勧告が違ひますと、約七、八十億違ひわけですから、膨大なお金なんです。これは財源を一体どこに求めますか。補正予算は政府は組まないというのですが、これだけで補正予算を組むわけにいかぬでしょう。そうしますと、考えられるのは、いろいろな方法があります。が、どういふようなお考えか、これは政務次官からひとつお聞かせ願つておかないと、そのときになつてから考えますでは、私ちよつとまづいと思ふのです。

○細田政府委員 政府といはしましては、補正予算を絶対に組まない、何が何だつて組まないということは私は申し上げておらないと思ひます。ただ、現在予想し得るといふようなものについて、例年のように、何かあつたら必ず補正予算を組む、そういう予算の組み方はやめよう、こういうのが今回の予算の組み方であるかと私は思ひます。ですから、たとえば公務員の人事院勧告によるベースアップ、これは公務員については大体五百億くらい見ておる。私どものほうは七百五十億それに見合うものを見ておる。これが極端な場合、非常に

べらぼうにもっと大きなものが場合によつてかりに出たという場合には、何が何でも組まずに済むというふうなわけにいかぬ場合も考え得るわけでございます。

そこで、私ども地方財政の問題について考えますならば、その度合いがどの辺までになつたときにどうであるか、こういうことでございまして、人事院の勧告が出て、情勢によつて非常に大幅なものが出る、これではどうにもならぬじゃないかという場合には、やはり補正予算を組んでもらわなければいけません。かまひないか、そこまですりくりしてやるということではできない、かように思ひます。しかし、これがかりにびつたりでなくて、わずかばかりが足りない、その限界をどの辺にするかという問題はございしますが、その場合に、もちろん地方財政の——七百五十億以上になつた場合には、要するに組み替えということになるわけでございます。それが他のほうからいろいろ苦心をして出せるか出せないか、そういう問題になるるかと思うのでございまして、先ほど財政局長が申し上げましたように、その度合いがどの程度か、それによつて対策はおのづから違つてくる、かように考えておる次第でございます。

○依田委員 政務次官は大物政務次官だから、実は軽く言われるのだが、しかし、これは地方公務員にとつてはたいへんな問題で、問題は、こまかな差と大きな差、一〇違ひば七十五億違ひますから、こまかな差とは、めどとして十億くらいか、二十億くらいか、三十億くらいか、五十億くらいか、そのくらいは明瞭にしてもらわなければならぬの一点です。ですから、このくらいをこえた場合には、現行制度の中では処置できないから、補正予算を要求するなり、何らか他の手を打ちます、そうして他の手の中で——私はしろうとで勉強しておりませんかからよくわかりませんが、ただ考えられるのは、いまままで議論してまいりました特交の五千六百六十六億、その自然増が約七、八十億はあると私は思つておりますが、昨年度に比較して、物価指数値上がりのもとに、ことし国

税三税の一定割合のはね返りの自然増がある。しかし、災害その他の緊急を要する支出——これの使い道ですが、いまの交付税上使えるのか使えないのか。使えたとすれば、これを振り向ける御意思があるのかないのか、これが一点。

もう一つは、市町村なりなんりの自然増もあつたから、その中で措置しろというので、ほおかぶりをしてしまつて、出さないというふうな方法もあると思ひますが、これは私は、よもやそういうことはおとりにならないと考えております。そうしますと、あと予備費があるわけではないし、補正予算を組むということはいへんな政治問題ですから、これは政府は組まぬといつておられますから——自治省が要求して一体組ませるかどうか。これは政務次官の御努力によると思ひますが、それならば、一体どういふ場合に組むよくなことになるのか。百億でもこえたら組ませるか、その辺を含めてもう少しきめこまかな御答弁を願つておかないと——ここに五千六百六十六億なんという数字があつておりますから、それらも含めてひとつ政務次官から御答弁願ひたいと思ひます。

○細田政府委員 私で足りないところは、また財政局長から補正してもらいたいと思つておりますが、私も国家公務員の給与を担当しておつたことございしますが、人事院勧告が出ました際に、いままでのやり方を見ますと、十月実施から九月実施になり、八月実施になりましたが、補正してあげるといふ際にも、これは節約がどうなる、節約し得るかどうか、国家公務員の場合なんか、それからいろいろな経費の使い方、これも予算というものは、申し上げるまでもなく、あらかじめきめたものでございしますから、年度の進行途中でいろいろ情勢の変化があるわけでございます。ですから、全然出さないものであるといふふうなものでないし、いまままで、たとえば九月実施のものを八月実施にしよう、あるいは皆さんのほうからおっしゃれば、完全実施をしなければいけぬ、こ

をどこから出すかということについては、あらゆる知恵をしぼるわけでございます。ですから、地方財政についても同じようなこととございまして、これはやはりいろいろの知恵をしぼらなければいけぬ。ただ、その知恵の出方がどこかへ非常に無理がいくということになると、これは非常にむずかしい問題が起つてくる、私は原則的にはそういうことだと思つてございします。ですから、いまだどこからそれを持つてくるのかという仮定のお話で、十億だつたらどこから持つてくる、五十億だつたらどこから持つてくる、こういう先生のきめこまかいということとございしますが、これはあらゆる知恵を出して——そうしてどこからでも持つてくれればよい、こういうものではない、かように思つてございまして、私としてはそういうふうにご覧になっておられますが、財政局長からさうに補正して答弁していただきます。

○依田委員 話はわかるのですが、内容は全然ないのか私の理解が悪いのかわからないのです。これはやはり政務次官に御答弁をお願いしても無理だ、無理だといふよりも、答弁技術のあれでかわぬと思ひますから、財政局長にストレートにお聞きしますが、私は仮定のお話は申し上げておらない。ともかく物価、景気、経済情勢は違ひするので、人勧の率は必ず違ひます。これは同じではありませぬ。極端に言へば、同じ率でもその組成してくる要因が違ひから性格が違ひている。高いか低い、どつちかです。多く出るか少なく出るか、私は少なく出る場合をお聞きしたいのです。が、いま取り上げておられるのは、おにも多く出る場合を言つておられますけれども、少なく出る場合もあつたから、このときは一体どういふのですか。その場合はみなカバーしますか。その点が一点、多く出る場合は、その金はどこから持つてくるか。これこれの費目を、何錢何厘持つてくるかという答弁は要らないのです。これは特交を回すことができない、あるいは予備費のほうも無理だ、そうすると、何とかそれ以外の方法でやりくりいたしますとか、あるいはその金額のめどが大體これこれくらいであつ

て、これこれ以上は総理にお話しして、政府として補正予算を組みますというのをやはり御答弁願いたい。当然その程度のことを前提にしなければ、五千六百六十億というのに八百五十億も関係費を組むという事は私ではできないと思います。これをひとつ御答弁願いたいと思います。決して架空の話の話を言っているのじゃない。政務次官のお話は全然むずかしくてわかりませんから、その点局長からお願ひします。

○細郷政府委員 何分にもまだ人事院勧告が出ておりませんが、人事院勧告が出ますれば、政府の中におきましても、まず国の公務員についてこれをどうする、その際に地方についてもそれに準じた措置をとる、これは従来からの例でございませう。ことしその例のとおりにやつてまいりたい、かように考えているわけでありませう。したがって、人事院勧告が出まして、政府自体がこれをどういうふうにするかというのをきめる際に、いろいろそのときの財政状態等もやはり一つのファクターになると思いますので、その際に総合的に判断してきめる、それに応じて国が、たとえば何月からなるというふうなことになるまいりませうれば、それに準じて地方団体の給与についても同様にするべく財政措置を適切に考える、こういうことでもあります。

○依田委員 局長は政務次官よりもさらに詳しい御親切な御答弁で、私は全然理解できないので、これは同僚の理事から、経験のあるところで、さらにこまかく詰めてお願ひしたいと思います。

次に移ります。

人口の急増補正の中で、昼夜人口、昼間の人口と夜間の人口との関係でもって、今回補正をなさるようになりましてことについてはたいへんけっこうだと思っております。ただ、ここでお聞きしたいのは、核になる都市とは一体どういう都市で、幾つくらいを予定いたし、それから、それに関連をいたします距離及び流出入人口とは一体何を、そのバランスをどうお考えになっておりますか。

○細郷政府委員 さしあたっては、大都市を核と考へております。距離等につきましては、それぞれ何キロ、何キロという段階を設けたいと思ひますが、最大一時間くらいの距離という意見で五十キロを一応考へております。

適用費目は、まだ予定でございませうが、消防費、都市計画費、社会福祉費、清掃費といったようなことを一応考へております。

昭和四十三年四月四日印刷

昭和四十三年四月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

か。これについてお答えを願ひします。

○細郷政府委員 大都市なんですが、大体これは省令事項ですね。幾つお考えですか。

○細郷政府委員 事業上の指定都市でありますから、東京都を含めまして七つでございませう。

○依田委員 距離と流出入人口の振り分けといひますか、これを半分半分で見るとか。その辺をお聞きしたいと思ひます。

○細郷政府委員 距離の要素と通勤通学人口比率の要素と二つを一応考へたいと思つております。どちらにウェイトを置くかは、いさ少しく研究さしていただきたい、こう思ひます。

○依田委員 昼間人口の問題を、平面的な、静かな静態的なものから、客観的な動態的なものとして初めてとらえよう、動態的に補正をするため新しく費目を加えたというふうな意味合いのものであると思ひますが、たとえ、これは七つの都市ということ、将来は一体七つの都市だけではないのか。だんだんにふやしていくのか。新産都市だとか、あるいは七つという、指定都市に東京を入れたということ七つだと思ひますが、これはそれをやる。来年はもつとそれをふやすのか。それともこの辺で様子をしばらく見るのか。その方針についてお聞きしたいと思ひます。

○細郷政府委員 将来は国土全体について、大きな核、中くらいの核、小さな核ができて、国土の発展ができるのだからと考へておりますので、考へ方の方向としてはだんだん広げてまいりたいと思ひます。ただ、方法その他はそれぞれにくふうを要する、こう思ひます。

○依田委員 次に、超過負担を一言お聞きします

が、ことし三百二十億を組んでいただいております。この超過は、この前の資料の中に、四百十一億円で、これを三年に割って、そしてその初年度を三百二十億としたのかどうか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○細郷政府委員 四十二年に調査を行ないましたときは、四十一年度の実績について調査をいたしました。したがって、四十一年度の六事業についての実績と補助基本額との差が四百十一億、こういふこととございませう。したがって、これが四十二年度、四十三年度においては、この額自体も実はそれぞれ動いていくわけでございます。

それから、三百二十億今回措置をしたのかどうかというところとございませうが、これは、四十三年度の予算において超過負担の解消として措置したものが三百二十億、こういふこととあります。

○依田委員 これは保健所外約六つの費目について調査をされたということとありますが、超過負担をやっている費目は、これはおなじ費目でありまして、これ以外にたくさんあるわけなんです。それをこれからどう扱われるか。一口に一千億円超過負担があると言つておりますが、超過負担そのものが果してしない生活水準の向上を原因とするものですか、切りがないといへば、一面そういう議論もあるわけでありませうが、しかし、反面においては、物価が上がって、地方団体が相当地無理な負担をしているところが多いわけでありませう。その実態を調べてやつていただくということがやはり大事なことに思ひます。

○細郷政府委員 六つの事業につきまして昨年調べた結果が四百十一億で、その中を、国で措置すべきものと地方で措置すべきものとに分けて、そして、今回はそれも含めて三百二十億の措置をいたしましたわけでありませう。

今後どうするかということにつきましては、この六つにつきましては、今回で全部解消しておりませう。したがって、来年、再来年と統いてこれを解消するようにいたします。その間、物価や給与の上がりも当然見込んでまいる予定でございませう。

それから、これ以外の費目についてはたくさん費目がございますが、ある程度類型別に分けられると思ひますので、従来調査によつてこれを類推することが出来るものもあると思ひます。その困難なものにつきましては、必要に応じて四十三年度の実態の調査をして解消計画をつくりたい、かように思つております。

○依田委員 まだ二、三点残つておりますが、もう時間ですから、これをもつてきよりの質問を終わります。

○吉川委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕
○吉川委員長 速記を始めて。
次回は、来たる四月二日火曜日午前十時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時二十九分散会